

一般競争入札の実施について

下記により、岐阜市民病院床頭台等設置場所の貸付を一般競争入札に付しますので  
 公告します。

平成27年12月 1日

岐阜市長 細江 茂光

記

入札に際しては、岐阜市民病院ホームページ (<http://gmhosp.jp/>) に掲載の実施要  
 領を確認の上入札参加してください。

1 入札に付する事項

(1) 床頭台等設置のために貸し付ける場所及び面積等

機器名称	貸付面積(m <sup>2</sup> )			設置台数(台)			最低入札価格 (貸付期間中 の賃貸借料、 消費税及び地 方消費税を含 まない。)
	中央 診療棟	西 診療棟	計	中央 診療棟	西 診療棟	計	
床頭台 ・テレビ ・冷蔵庫 ・カード式タイマー ・セーフティボックス	148.22	65.45	213.67	385	170	555	22,453,770円
プリペイドカード 自動販売機	1.44	0.64	2.08	9	4	13	
プリペイドカード 自動精算機	0.16	-	0.16	1	-	1	
洗濯機	6.35	3.17	9.52	16	8	24	
乾燥機	-	-	-	16	8	24	

## (2) 貸付期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とし、期間の延長及び更新はしません。

## (3) 貸付条件等

別添仕様書のとおり

## 2 入札参加資格

本入札への参加資格者は、次の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 岐阜市競争入札参加資格者名簿（平成 26・27・28 年度 物品・委託・その他）に登録されている者であること。
- (2) 岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和 62 年 3 月 27 日決裁）の規定に基づく資格停止を、本件の入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (3) 岐阜市が過去に実施した床頭台等設置場所の貸付において、次のいずれにも該当しない者であること。ただし、次のいずれかに該当することとなった日の属する年度の翌年度から起算して 6 年目以降の年度に属する日を入札日とする床頭台等設置場所の貸付に係る入札への参加については、この限りでない。
  - ①落札後辞退した者
  - ②市有財産賃貸借契約を締結後、契約書第 18 条各号（第 2 号を除く。）のいずれかに該当し、契約解除された者
  - ③賃借人の都合により、賃貸借期間の満了前に契約解除することになった者
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (5) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 23 年 3 月 31 日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に次に掲げる関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

### ① 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定や会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社であ

る場合は除く。

- ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

## ② 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は、除く。

- ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

## ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①、②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 会社更生法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
- (9) 民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による民事再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (10) 国内の 300 床以上の病院における床頭台の設置業務実績を 1 年以上有していること。

## 3 担当部局

「岐阜市民病院床頭台等設置場所の貸付に係る入札」の担当部局は次のとおりとし、入札参加の申し込み及び各種問い合わせは当該担当部局に行うものとする。

### 【担当部局】

名称 : 岐阜市民病院事務局 病院施設課  
担当者名 : 柴田、丹羽  
電話 : 058-251-1101 (内線 4308)  
住所 : 〒500-8513 岐阜市鹿島町 7 丁目 1 番地

## 4 入札参加申し込み

### (1) 入札参加申し込みの方法

入札に参加を希望する方は、以下に定める受付期間及び受付時間内に、次の①～⑤に掲げる提出書類を、前項「担当部局」に持参のうえ提出してください。郵送、電話、ファクス、電子メール等による申込受付は行いません。

受付が完了したときは、一般競争入札参加受付済書（様式第 7 号）をお渡ししますので、入札日に必ずご持参ください。

〔提出書類〕

- ① 一般競争入札参加申込書（様式第 1 号）
- ② 誓約書（様式第 2 号）
- ③ 同意書（様式第 3 号）
- ④ 設置する機器の仕様が確認できる図面・資料
- ⑤ 「実施要領 2 (10)」の実績を証明する契約書等の写し

(2) 受付期間

平成 27 年 12 月 1 日（火）から平成 27 年 12 月 21 日（月）まで

ただし、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第 45 号）第 1 条 1 項に規定する市の休日を除く。

(3) 受付時間

午前 9 時から午後 4 時まで

ただし、午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分までは除く。

## 5 質問について

(1) 質問方法

この実施要領の記載内容及び本件入札に関する質問は、質問書（様式第 4 号）に記入のうえ、担当部局あてに持参することにより行うものとし、これ以外の方法（郵送、電話、ファクス、電子メール等）によるものは受け付けない。

(2) 受付部署及び受付期間

質問の受付期間

平成 27 年 12 月 1 日（火）から平成 27 年 12 月 11 日（金）

午前 9 時から午後 4 時まで

ただし、岐阜市の休日を定める条例第 1 条 1 項に規定する市の休日を除く。

(3) 質問の回答方法

質問書への回答は、質問書に記入された「質問内容」とそれに対する市の回答を記載した質疑応答集を作成し、この質疑応答集を、質問書を受け付けた担当課にて交付する方法と、岐阜市民病院ホームページ（<http://gmhosp.jp/>）に掲載する方法とにより公表します。

公表予定日は、平成 27 年 12 月 18 日（金）です。

なお、質問書提出者へ個別の回答は行いません。

## 6 入札保証金及び契約保証金

免除

## 7 入札の日時及び会場等

### (1) 日時

平成 27 年 12 月 25 日（金） 14 時 00 分

### (2) 会場

岐阜市民病院 西診療棟 5 階 第一会議室

### (3) 入札日の持参品

① 入札書（様式第 5 号）

② 委任状（様式第 6 号）

ただし、入札参加申込書の申込者本人が入札に参加される場合は不要とする。

③ 一般競争入札参加受付済書（様式第 7 号）

### (4) 注意点

会場前にて、7 (1) の時刻の 15 分前から受付を開始し、7 (1) の時刻から会場内で全体説明を行います。この時点までに受付を完了できない方は、入札参加を辞退したものとみなし、本要領に掲げる物件の入札に参加できないものとする。

## 8 入札方法等

### (1) 入札書の提出

入札参加者は、前項「7 入札の日時及び会場等」における指定時刻に、指定された場所において、入札書を入札箱に投函する。

なお、入札書は封筒（様式などの指定はなし）に入れてください。

### (2) 入札書に記載する金額

① 入札書に記載する金額は、「1 (2) 貸付期間」に定める貸付期間中の賃借料の総額とする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### (3) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

### (4) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格がない者がした入札
  - ② 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合を含む。）
  - ③ 委任状を提出しない代理人のした入札
  - ④ 不正行為による入札
  - ⑤ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
  - ⑥ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
  - ⑦ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
  - ⑧ 入札参加申し込みの際に提出した書類に虚偽の記載を行なった者の入札
  - ⑨ 岐阜市契約規則（昭和 39 年岐阜市規則第 7 号）その他本市の規定に違反した入札
- (5) その他
- ① 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書換え、引換え又は撤回することはできない。
  - ② 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

## 9 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行う。
- (2) 開札した結果、落札者があるときはその者の名称及び金額を、落札者がいない場合にはその旨を開札に立ち会った入札者に知らせる。
- (3) 落札者は、次の方法により決定する。
  - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、岐阜市が定める最低入札価格以上で、かつ、最高の金額で入札した者を落札者とする。
  - ② 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係のない職員がくじを引くこととする。
- (4) 落札者はその権利を他者に譲ることはできない。

## 10 契約の締結

- (1) 落札者は、市有財産賃貸借契約書（様式第 8 号）により、落札後速やかに、賃貸借契約を締結することとする。落札者が、契約締結を辞退した場合又は契約を締結しない場合には、落札は効力を失い、落札額の 100 分の 10（1 円未満切捨て）に相当する額を損害金として市に納付することとする。その場合、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領に基づく資格停止措置を行なうことがある。
- (2) 同契約書第 7 条における年度別の納付金額は、貸付期間中の賃貸借料の総額を、

貸付期間の年数及び月数により、各年度に均等に分割して定める。ただし、1円未満の端数は初年度に含める。

- (3) 落札者は、貸付箇所に設置の床頭台等の売上げの報告書を翌月速やかに担当部局へ提出し、光熱水費相当額として毎月売上の10%を納入通知書に定める日までにまでに納付することとする。
- (4) プリペイドカードの精算額については売上に含めるものとし、契約期間終了後に発生した精算額相応分について、支払い済の光熱水費相当額の返金を岐阜市に請求しないこととする。
- (5) 契約の締結及び履行に関する費用は、すべて落札者の負担とする。
- (6) 賃貸借契約は一般競争入札参加申込書の申込者名義で行う。